

「第56回金融審議会総会・第44回金融分科会合同会合」の開催

本年2月3日、第56回金融審議会総会・第44回金融分科会合同会合が開催されました¹。

今回の合同会合では、伊藤長官からの挨拶の後、過去に金融担当大臣から諮問された事項について、専門的な検討を行うために設置された5つのワーキング・グループから、検討結果の報告が行われました。



〔写真：挨拶をする伊藤金融庁長官〕

諮問事項とワーキング・グループ

- (1) 地域金融力の強化に関する検討（令和7年6月25日諮問）⇒「**地域金融力の強化に関するワーキング・グループ**」
- (2) 暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討（令和7年6月25日諮問）⇒「**暗号資産制度に関するワーキング・グループ**」
- (3) 不公正取引規制の強化等に関する検討（令和7年6月25日諮問）⇒「**市場制度ワーキング・グループ**」
- (4) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討（令和6年2月19日諮問）⇒「**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**」
- (5) 企業情報の開示のあり方に関する検討（令和7年6月25日諮問）⇒「**ディスクロージャーワーキング・グループ**」

各報告の概要は以下のとおりであり、いずれの報告書も、委員の皆様のご討議を経て、金融審議会としてご了承頂きました。今後、報告書の内容を踏まえながら、必要な対応を進めてまいります。

(1) 「**地域金融力の強化に関するワーキング・グループ**」報告（令和7年12月18日公表）

報告の概要（下記画像をクリックしてください）²：

地域金融力の強化に関するワーキング・グループ報告書の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力（「地域金融力」）への期待は極めて強い。 ■ ①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、その前提となる②地域金融力発揮のための環境整備の両面から、地域金融力の強化に必要な方策について審議を行い、以下のとおりまとめたもの。 	
<p>1. 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決</p> <p>① 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業への成長支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における産業戦略的成長企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う <p>② MSA・事業承継や経営者への人材確保の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるMSA・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押しする <p>3. 円滑な事業再生等に向けた支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの創設等による事業再生支援の促進を図る <p>4. 企業価値担保も活用した事業性融資の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年5月導入の企業価値担保活用に向けた環境整備を進める <p>5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチャーファンド等に関する金融成長・監督の具体的な考え方を示す <p>6. 経営者保証に依存しない融資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動実態を一律拡大 	<p>7. 地域企業へのDX支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業のデジタル化やデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施 <p>8. 地域課題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ローカル・ゼラ企業等へのインバウンド投資の推進 ② 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画 ③ 農水産物等における産地振興に向けた関係者等との連携の推進 ④ 遠隔地における顧客サービス維持に向けた取組の推進 ⑤ 地域における産地から金融機関等への参画 <p>9. 地域金融機関による地域活性化の取組事例の共有と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が参照して事業計画や企画立案等を行い、こうした取組を促進する <p>10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討
<p>2. 地域金融力の強化の取組</p> <p>① 地域金融機関の取組の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討や、システム間の連携・連携強化などの取組の推進 <p>2. 金融機関強化法の資本参加制度・資金交付制度の期間延長・拡充等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資本参加制度の期間延長・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請期限を長期的な目線で延長・設定 ・ 大規模な自然災害等に際し、資本参加の特例を予め整備 ・ 資本参加の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備 ② 資金交付制度の期間延長・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期間について、特例法の廃止期限（2030年11月）も意識しつつ、政策効果の発現が期待できるような延長幅を設定 ・ 交付上限額・補助率を引き上げること、交付対象条件・経費を拡充 ・ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する仕組みを整備 	<p>③ 優先出資の消却方法の弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権確保の範囲を拡大させ優先出資の消却方法を弾力化 <p>3. その他の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 早期警戒制度の見直し ② エンディングの強化等 ・ 地域金融機関に対するモニタリング体制を抜本的に強化 ③ 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、業審・副業）

委員からの意見の一部：

- 資金交付制度の拡充に関して、地域金融機関の二極化がこれからも進んでいくことを踏まえると、給付の対象を拡大するとともに、その上限額や補助率を引き上げて、合併や経営統合へのインセンティブを高めるといったことは、大変意義のあることと思います。
- 早期警戒制度の見直しに関し、地域金融機関の収益性や健全性に与える影響について、個別の地域金融機関の状況も十分踏まえつつ、将来の人口動態や金利変動などについて、定量的なデータに基づいた説得性のあるシナリオに基づいて深度ある検証をし、地域金融機関との間で、将来の経営状況について認識の共有を図りながら、早期警戒制度の実効性を高めていくとのこと、非常に重要だと思っておりますので、確実に行っていただきたいと思っております。

¹ 議事次第・配付資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20260203.html

² 概要資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20260203/1-1.pdf

(2) 「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告（令和7年12月10日公表）

報告の概要（下記画像をクリックしてください）³：

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では投資対象化が進捗している（注）国内のアンケート調査による、投資経験者の暗号資産保有者割合はFX取引や中長期等よりも高い。また、利用者の取引動向はほとんど8割は長期的な観点から購入しているとの見込みがあることが多いとの指摘。

- 情報提供の充実（暗号資産発行時のホワイトペーパー（説明資料）等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに一致しないことがあるとの指摘）
- 適正取引の確保・無登録業者への対応（金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数）
- 投資アドバイスに係る不適切行為への対応（投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生）
- 価格形成・取引の公正性の確保（インサイダー取引規制に関するIOSCO（証券監督者国際機構）の勧告や欧州等での法制化）
- セキュリティの確保（サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生）

上記課題に対応するため暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、利用者保護の充実を図る（暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではない）

今般の規制見直しは、利用者保護と取引環境整備を図る必要性が高い我が国の暗号資産交換業者での取引を主に置くものであり、その規制見直し及び範囲はグローバルな暗号資産取引の一部に過ぎないという点も認識すべき。今後も国際的な連携を図りながら、対応を検討していくことが期待される

規制見直しの概要

1. 根拠法令の見直し

- 暗号資産の規制法を資金決済法から金商法へ変更（注）現行法の暗号資産の範囲は権利（暗号資産に該当しないNFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）やデジタルアート）で利用されている仮想通貨（暗号資産）には本見直しの対象外
- 有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付け

2. 情報提供規制

- 発行者がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に情報提供義務を課す
- 発行者の資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、暗号資産交換業者に情報提供義務を課す

3. 業規制

- 基本的に第一種金融商品取引業に相当する規制を適用
- サブライゼン全体セキュリティ対策の高度化等を通じ、利用者財産の管理を強化
- 無登録業者への罰則引き上げ等を行うとともに、投資運用行為や投資助言行為も規制対象に

4. 不正取引規制

- インサイダー取引規制を創設
- 証券監視委員の犯罪調査権限や課徴金制度を創設

- 1 -

委員からの意見の一部：

- 今般の規制見直しによって、金融庁が暗号資産投資にお墨付きを与えたと利用者が誤認し、詐欺的な投資勧誘等の被害者増加の一因となつてはいけないため、お墨付きを与えるものでないことを明確に示してほしいと思います。
- 暗号資産はグローバルに取引されているため、我が国の制度の射程は本質的に限定的だという事実を前提に、実効性の及ぶ範囲で着実に規制を及ぼしていくという現実的かつ慎重な姿勢が基本になると思います。

(3) 「市場制度ワーキング・グループ」報告（令和7年12月26日公表）

報告の概要（下記画像をクリックしてください）⁴：

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の概要

有価証券の不正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う。

(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等

- 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、公開買付けの対象企業（買われる側）と契約を締結・交渉している者（例：対象企業のアドバイザー等）等を追加（注1）公開買付けをする者（買う側）の関係者は広範囲に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業（買われる側）の関係者はその役員のみが規制対象者とされている。（注2）その他、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を見直す（有価証券報告書等に記載されているだけでなく、他の会社を支配している会社は親会社とする）。

(2) 課徴金制度の見直し（算定方法の見直し）

- 公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ（注3）近時の事例を踏まえた公開買付けのプレミアム分（例えば、公表前の価格の50%増し等）を考慮したものにす（現行は公表後2週間の最高値）。
- 大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ（注4）近時の事例を踏まえた価格変動分（例えば、7%等）（現行は0.1%）を考慮したものにす。
- 高速取引行為（HFT）による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化（注5）マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して簿利の取引（1万円未満から1円未満）に変更する等。

(3) 課徴金制度の見直し（対象の拡大等）

- 他人名義口座の提供を受けるなどして不正取引を行う者に対する課徴金の水準を引上げ（注6）例えば、違反行為による利益相当額の1.5倍等。
- 口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設（注7）例えば、違反者の利益相当額の半額等。
- 課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入

(4) 罰則権限等の拡充

- 外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出席を求める権限を追加（注8）IOSCO ERM（EU）（各当該国際の監理・協力及び情報交換の枠組み）への署名要件の一つとして、当局に出席を求める権限が必要。
- 金融商品取引業者の無登録業者に対する証券取引等監視委員会の犯罪調査権限を追加

(5) その他の論点

- 犯罪調査手続をデジタル化（刑事訴訟手続のデジタル化と同様）
- 金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度（管理人制度）を創設（注9）近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。

委員からの意見の一部：

- エンフォースメントの強化は、フェアで市場規律が適切に機能するためのマーケットを実現し、市場の透明性や信頼性を上げるといっても非常に重要ですので、引き続き取り組んでほしいと思います。
- インサイダー取引規制で第二次情報受領者まで規制の対象にするのか、課徴金の算定方法を経済的利得相当額に限定するのかといった、規制の根本に関わる問題について改めて議論がされたということは、意義があったと思います。



写真：金融審議会総会の様子①

³ 概要資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20260203/2-1.pdf

⁴ 概要資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20260203/3-1.pdf

(4) 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告 (令和8年1月8日公表)

報告の概要 (下記画像をクリックしてください) ⁵ :

金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

開示基準の適用	<ul style="list-style-type: none"> 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発されている。 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。
保証	<ul style="list-style-type: none"> グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。 SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する。 <ul style="list-style-type: none"> i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期 ii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2028年3月期 iii. 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。 (注1) 時価総額は、有価証券報告書提出の最終日における時価総額の平均をもって算定。 (注2) 「保証義務」は、有価証券報告書提出の最終日における時価総額の平均をもって算定。 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。

26年3月期 27年3月期 28年3月期 29年3月期 30年3月期 ...

SSBJ基準 任意適用開始 SSBJ基準適用開始 保証制度導入

時価総額 3兆円以上 二段階開示可 同時開示

時価総額 1兆円以上 SSBJ基準適用義務化 保証義務化

時価総額 5千億円以上 SSBJ基準適用義務化 保証義務化

上記以外のプライム企業 二段階開示可 同時開示 適用義務化にだけ対象

委員からの意見の一部：

○ 今後、現在のような、3月末に一齐に決算し、6月末に一齐に総会をするというスケジュールについて、実務の側で徐々に柔軟化したり、どのような対応ができるかと考えていただいたりすることが、会計実務の負荷の分散や、業務の実質化を通じて、制度のロバストネス、あるいはサステナビリティに資するのではないかと考えております。

(5) 「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告 (令和7年12月26日公表)

報告の概要 (下記画像をクリックしてください) ⁶ :

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ(令和7年度)」報告の概要

背景・課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題 プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達手段(特定投資家私募)に係る制度を整備してきたが、資金調達の事例は限定的 特定投資家私募は、有価証券届出書の提出に不要であるが、証券会社による仲介と投資者向けの簡易な情報提供が必要 開示規制緩和やプロ投資家の権野拡大を図ることにより、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備する必要 	<ol style="list-style-type: none"> 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ 5億円以上10億円未満の資金調達については、より簡易な様式による有価証券届出書の提出(少額募集)を利用可能に 特定投資家向けの資金調達に係る対象範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 特定投資家要件を満たすもの、特定投資家になるための移行手続を行っていない者(潜在的特定投資家)を、特定投資家私募の相手方の範囲に追加 ※ただし、潜在的特定投資家に対しては、適合性原則等の行為規制が一般投資家と同様に適用 株式報酬に係る開示規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の動議を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外(有価証券届出書の提出は不要) セーフハーバー・ルールの創設 <ul style="list-style-type: none"> 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任及び行政責任(課徴金等)を負わないこととする
<ul style="list-style-type: none"> 企業戦略等の非財務情報が拡充され、サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗 将来情報等の開示も求められる中、企業が、事後的に、金商法上の虚偽記載等の責任を問われることを恐れ、積極的な情報開示を避ける懸念 企業の懸念・負担に配慮しつつ、有価証券報告書において、投資判断や建設的な対話に資する情報開示を充実させていく必要 	

委員からの意見の一部：

○ 今後も、有価証券報告書と事業報告の一本化や統合報告書などの役割分担等も含め、開示制度の合理化について検討が重ねられていくことを期待しております。

○ セーフハーバー・ルールを採用することは、情報開示の充実に有効であると思います。適用範囲について、ガイドラインで明確化を図るという点は、具体的に進めていただき、分かりやすい形で示されると良いと思います。



写真：金融審議会総会の様子②

⁵ 概要資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20260203/4-1.pdf

⁶ 概要資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20260203/5-1.pdf